

平成28年執行岡山海区漁業調整委員会委員選挙の概要

1 海区漁業調整委員会について

海区漁業調整委員会は、海区（本県の場合は、岡山海区）の区域内において、漁業に関する事項を処理するものとされ（漁業法第83条）、具体的には知事が漁業に関する行政をすすめることについて、諮問機関として意見を述べ、漁業関係者の争いに対して裁定を下し、関係者に対して必要な指示をする権限を持つ県の執行機関である。（地方自治法第180条の5第2項、第202条の2第5項）

2 岡山海区漁業調整委員会の構成（15人）

- (1) 選挙による委員 9人
- (2) 選任による委員（知事が選任） 6人（学識経験者及び公益代表者）

3 関係市区（9市区）

岡山市中区、岡山市東区、岡山市南区、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市

4 岡山海区漁業調整委員会委員の任期

任期は、4年（漁業法第98条第1項）
任期満了日は、平成28年8月9日

5 一般選挙の選挙期日について

委員の任期満了に伴う一般選挙は、その任期が終る日の前30日以内に行う。
（漁業法第94条において準用する公職選挙法第33条第1項）

6 本件選挙の所管

海区漁業調整委員会の委員の選挙に関する事務は、都道府県の選挙管理委員会が管理する（漁業法第88条）とされている。

7 選挙権及び被選挙権の要件

- ・漁業者又は漁業従事者であること。
- ・海区に沿う市町村（岡山市にあつては区）に住所又は事業場を有すること。
- ・1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事すること。
- ・年齢満20歳未満でないこと。

8 選挙人名簿登録者数（平成27年12月5日確定）

市区名	登録者数	備考
岡山市中区	12	
岡山市東区	138	
岡山市南区	45	
倉敷市	1,057	
玉野市	150	
笠岡市	213	
備前市	279	
瀬戸内市	498	
浅口市	127	
計	2,519	